



～とよた子どもの権利相談室だより～

こことよ

こことよ40号 2024年10月 発行



こんな時は相談してね！



- ・ひとりだと感じる
- ・さびしい、かなしいとき
- ・気持ちを聞いて欲しい



- ・友だちとケンカした
- ・いじわるされた、してしまった



- ・どうしたらいいか、わからない
- ・誰に相談したらいいかわからない



- ・親や先生と意見が合わない



「こことよ」に相談する方法

こんなとき...

- ・家や学校が、つらい。
- ・いじめられている。
- ・誰にも言えない。

フリーダイヤル

0120-797-931

<相談受付メールアドレス>

kodomo-soudan@city.toyota.aichi.jp

送信するばあいは、こことよからのメールが受け取れるように設定してください。

<相談室の場所>

豊田産業文化センター4階

<相談できる日>

水・木・土・日曜日 午後1時～午後6時
金曜日 午後1時～午後8時

お金はかかりません

話してみてね

うまく話せなくても大丈夫だよ。
*ひみつは守ります

かいけつ
解決

どうしたらいいかがわかった。ほっとした。安心した。
*困ったことがあったらまた相談してください。

いっしょに考える

あなたの気持ちや意見をきいて、一番良い方法をいっしょに考えます。

せいどかいぜん かんこく
制度改善・勧告

ひつよう はんだん
必要だと判断した場合には、
制度改善を求めることもできます。

調べる・話し合う

・解決に向けて関係する人たちに 協力をお願いします。
・あなたの考えや気持ちを代わりに伝えることもできます。

*あなたの生命に危険があるときはほかの場所につなぐこともあります。



「こことよ」にいる擁護委員や相談員を紹介します

ようごいいん

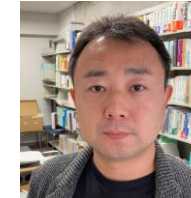
擁護委員：権利を守ってくれる人



わたなべ さちこ さん
(元児童相談所 所長)



やまたに なつこ さん
(弁護士)



よねづ なおき さん
(大学の先生)

みんなが安全に安心して生活できるように、3つの魔法の言葉「叩かないで口で言う・やさしく言う・相手が悪くても叩かない」を大人も子ども守れるように応援します。

困った時に相談できる人が浮かびますか？
周りの人に言いにくいことがあったら、こことよにもぜひ相談してみてください。みなさんからの相談をまっています。

新しく子どもの権利擁護委員になりました。皆さんの権利を守るために、少しでもお手伝いできたらいいなと思っています。
よろしくお願いします。

そうだんいん

相談員：電話で話す人

「豊田市子ども条例の中で、大切にしたい権利は何ですか？」と質問してみました。



・安心して生きる権利

だれもが大切な人だもの。どんな差別も、いじめも、暴力もうけなくていいし、困ったら相談していいんだよ。

・自分らしく生きる権利

自分の好き!きらい!得意!苦手!
みんな違って当然のこと。あなたはあなたでいいんです。

